

自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務委託 公募型プロポーザル応募要項

1 趣 旨

この要項は、山口県業務委託プロポーザル方式実施要領（平成22年4月1日施行）に基づき、「自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務」を委託する者を決定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定める。

2 委託業務の概要

（1）業務の名称

自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務

（2）業務の内容

別添「自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務委託仕様書」に示す内容のとおり

（3）履行期間

契約締結の日の翌日から令和9年3月31日まで

（4）予算限度額

803千円

3 参加資格

この手続きに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者でないこと。
- （2）地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- （3）県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和7年山口県告示第214号）に基づく資格審査において、大分類「06 コンピュータサービス」について小分類「01・システムの設計・開発」、「02 システムの保守・維持・運用管理」及び「03 データ処理」について業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- （4）令和8年8月28日（金）から令和8年10月5日（月）までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 企画提案手続等に関する事項

（1）企画提案の方法

参加資格を有し、企画提案を希望する事業者は、次に挙げる書類を各8部（正本1部、副本7部）提出すること。

なお、応募書類の作成に当たっては、各様式に記載している注意事項に留意して作

成すること。

ア 企画提案書

- ・ A 4 判片面使用とすること（縦横自由。枚数制限なし。）
- ・ 基本コンセプト、事業の内容等について、できる限り詳細に記載すること。

イ 実績書

- ・ 他の自治体等での同様な実績がある場合は実績が分かる書類を添付すること。

ウ 業務実施体制表

- ・ 業務を実施する体制を表や図などを用いて示すこと。

エ 参考見積書（別紙様式 2）

- ・ 別紙様式 2 により項目ごとの内訳を記載すること。

※ア～エについて、まとめて左肩止めで提出すること。

（２）参加表明書の提出方法及び提出期限

プロポーザルに参加希望の場合は、別紙「参加表明書」に必要事項を記入し、以下のとおり提出すること。

提出期限 令和 8 年 9 月 1 7 日（木）午後 3 時（必着）

提出方法 持参、郵送、F A X 又はメール

〒753-8501 山口県山口市滝町 1－1

山口県 総務部 税務課収納・システム管理班 収納管理グループ

Fax：083-933-2299 E-mail：a10700@pref.yamaguchi.lg.jp

（３）企画提案書等の提出方法及び提出期限

上記（１）に掲げる書類を、企画提案提出書（別紙様式 1）とともに、以下のとおり提出すること。

提出期限 令和 8 年 1 0 月 5 日（月）午後 3 時まで（必着）

提出方法 持参又は郵送

〒753-8501 山口県山口市滝町 1－1

山口県 総務部 税務課収納・システム管理班 収納管理グループ

（４）その他

ア 書類作成などの提案に要する経費は応募者の負担とする。

イ 1 つの法人について、複数の営業所等がこの手続きに参加することはできない。

ウ 提出された企画提案書等の訂正を行う場合は、5（３）の提出期限内に、提出書類一式を差し替えること。また、提出期限経過後の書類の訂正、差し替えは、認めない。

エ この要項に基づき提出された提案書類については、返却しない。

オ この手続きに参加した者が山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

5 企画提案書等の審査及び結果の発表

(1) 審査方法

審査は、下記(2)の審査基準により、自動車継続検査用確認システムの構築及び保守業務委託審査委員会が行う。

また、審査の参考とするため、次のとおりプレゼンテーションを実施し、詳細は、参加表明書及び企画提案書を提出した者に別途通知する。

ア 日 時 令和8年10月中旬予定

イ 方 法 オンライン(WEB 会議システム)により実施

ウ その他 参加者が1者の場合も実施する。

(2) 審査基準

審査項目及び配点は、別表「審査基準表」のとおりとし、審査において最も合計点の高い者を最優秀提案者として選定する。

なお、採点基準は次のとおりとする。

[採点基準]

次の5段階評価を参考に、配点に応じて採点する。

- ・非常に優れている 5
- ・優れている 4
- ・普通 3
- ・やや劣っている 2
- ・非常に劣っている 1

採点例:①基本コンセプトの場合(満点10点)

- ・非常に優れている 10点
- ・優れている 8点
- ・普通 6点
- ・やや劣っている 4点
- ・非常に劣っている 2点

(3) 審査結果の通知

審査結果は、応募者全員に対して、文書により通知する。

(4) 契約の締結

税務課契約担当者は、最優秀提案者から見積書を徴し、予定価格の制限の範囲内で契約を締結するものとする。

最終提案者と委託業務の詳細な事項について協議を行い、随意契約により本業務の手続きを行う。仕様の内容は、企画提案書の内容を基本とするが、最優秀提案者と委託者との協議により最終的に決定する。

協議が整わなかった場合、若しくは最優秀提案者が契約を辞退した場合には、合計

点が次に高い提案者と協議を行うものとする。

また、企画提案の内容については、最優秀提案者の提案に拘束されるものではなく、より事業の効果を上げるため、委託者との協議により適宜変更を求めることがある。

6 質疑と応答

この要項に関する質問がある場合は、「質問書」（別紙様式3）を令和8年9月17日（木）午後3時までに、次の提出先にFAX又は電子メールにより提出すること。

回答は、9月30日（水）までに「参加表明書（別紙）」を提出した者全員に対して行い、回答の内容は、本要項、仕様書を追記又は修正したものとして取り扱う。

なお、応募書類の具体的な記載方法、記載内容及び評価基準に係る質問については、公平性の確保及び公正な選考を行うため受け付けない。

山口県 総務部 税務課収納・システム管理班 収納管理グループ
Fax：083-933-2299 E-mail：a10700@pref.yamaguchi.lg.jp

7 委託業者決定までの流れ

令和8年9月17日（木） 参加表明書の提出期限（午後3時）

令和8年10月5日（月） 企画提案書の提出期限（午後3時）

令和8年10月中旬頃 プレゼンテーションの実施

令和8年11月下旬 委託者決定、業務委託開始

8 契約の解除

契約締結後であっても、次の場合は契約を解除し委託事業者を変更することがある。

- （1）提案書など提出書類に虚偽の記載が明らかになった場合
- （2）事業者に重大な瑕疵がある場合
- （3）業務執行の意思が認められない場合
- （4）業務遂行能力がないと認められる場合
- （5）その他、契約を継続するに耐えない事情がある場合

9 問い合わせ

山口県山口市滝町1-1

山口県 総務部 税務課収納・システム管理班 収納管理グループ

担当：武村

電話：083-933-2288（直通）

FAX：083-933-2299

E-mail：a10700@pref.yamaguchi.lg.jp

別表「審査基準表」

区分	評価項目	評価のポイント	配点
提案内容	① 基本コンセプト	・提案内容が本事業の目的や基本的な考え方に適しているか。	10点
	② 管理運営体制	・事業を円滑に遂行できる体制となっているか。（初期導入及び保守業務）	15点
	③ 類似事業の実績等	・過去の同種の事業実績等からみて、確実に事業を遂行できる能力を有していると認められるか。	25点
	④ セキュリティ	・個人情報保護等の観点から、十分なセキュリティ対策が行われているか。	25点
	⑤ 操作性	・ユーザーインターフェース（利用者の利便性）及びデータ処理等（職員の作業利便性）を考慮した仕様となっているか。	10点
	⑥ 見積価格	・導入経費及び運用経費の全体費用が適切かつ低廉なものとなっているか。	15点
	合計		100点